

# 北の暮らし

## 紡ぐ つなぐ わくわく 未来

一般社団法人 北海道消費者協会  
札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟  
TEL(011)221-4217 <http://www.syouhisya.or.jp/>



消費者問題実態調査結果 ……2~4

「核のごみ最終処分場」

「ゲノム編集技術応用食品」

特商法・預託法における書面交付の

電子化に反対する意見書提出 …4

食品ロス削減推進計画素案への意見提出

……………4

消費生活リーダー研修講座 ……5

新型コロナワクチン接種でなりすましに注意

……………5

トマトジュースのリコピン量 …6、7

キャンセルした商品が届いた

／携帯電話会社からSMS ……8



3月末で廃線になったJR日高線



協会ホームページ



協会フェイスブック

## エシカル消費で選ぶと

2016年1月の軽井沢スキーバス事故を覚えていますか。大学生ら15人が亡くなりました。私たち消費者が求めるのは「安さ」か、という視点で考えてみました。

事故は、真冬の峠道でカーブを曲がりきれずに起きました。長野地検は、事故から5年のこの1月、バス会社の社長らを在宅起訴しました。運転手の技量確認のほか、出発前点呼や健康管理を怠るなど多くの法令違反があったためです。背景には激しい価格競争があり、それがずさんな運行管理を生んだと言われます。

事実、このスキーツアーは2泊で2万円足らずの格安料金でした。貸切バスは、車種や利用時間などに応じて運賃原価があります。しかし、格安ツアーのためにこのバス会社は下限運賃を3割も下回る約19万円で引き受けていたとされます。

事故を受けて国土交通省は、総合対策を打ち出し、北海道でも貸切バス適正化センターが設けられました。同センターによれば、事故後、全国的に運賃の是正は進みつつありましたが、突然のコロナ禍で需要は急減し、再び激しい価格競争に戻っています。

さて、消費者として最も求めるものは何か。何より「安全・安心」であり、その上の適正価格でしょう。しかし、家計も苦しい中、つい「安さ」を選択しがちです。

いま「エシカル(倫理的)消費」への理解が広がっています。日々の買い物を通し社会の課題解決に自分は何ができるか考えることがエシカル消費の第一歩です。求める製品やサービスが、低賃金やずさんな運行管理を招いていないか、にも思いをはせたいものです。



買い物がご

※題字下の「紡ぐ つなぐ わくわく 未来」は60周年キャッチコピーです。

会員募集中！申し込みはお近くの消費者協会へ

協会名

## 「核のごみ最終処分場」の選定に「反対」6割 9割が「ゲノム編集食品」の表示義務求める

消費者問題実態調査結果

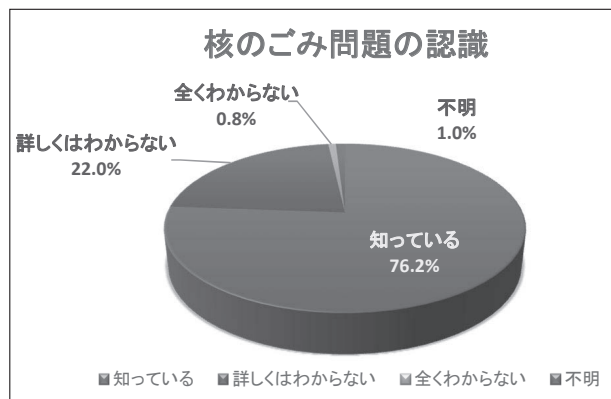
北海道消費者協会が、「核のごみ最終処分場」「ゲノム編集食品」をテーマに実施した消費者問題実態調査の結果がまとまりました。「核のごみ最終処分場」の選定をめぐっては、6割が反対の意向を示しました。「ゲノム編集食品」では、現在は事業者の判断にゆだねられているゲノム表示の義務化を求める声が9割に上りました。

調査は、昨年12月～今年1月にかけて全道67消費者協会の協力を得て実施。調査票配布枚数705枚中617枚（会員：366人、非会員：238人、不明：4人）を回収し、回収率は87.5%でした。

※ゲノム編集食品：遺伝子情報を構成するゲノムのDNAを切り貼りし、特定の部位を意図的に改編する技術を用いた食品

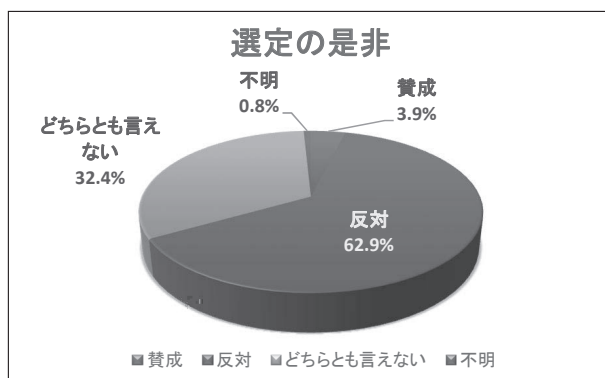
### 核のごみ最終処分場

高レベル放射性廃棄物、いわゆる「核のごみ問題」の認知度は、「知っている」が76.2%で、「詳しくはわからない」22%、「全くわからない」0.8%でした。

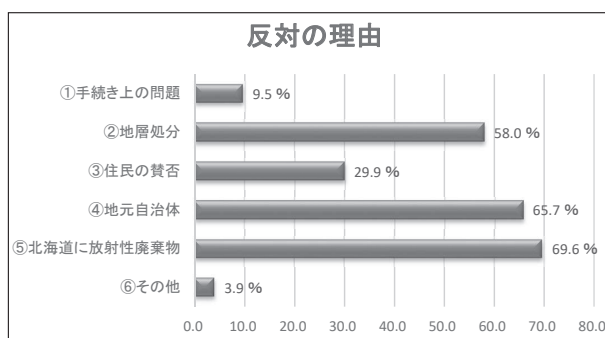


続いて、寿都町と神恵内村で最終処分場の文献調査が始まる中、今回の最終処分場の選定の是非を聞いたところ、「反対」が62.9%、「どちらとも言えない」32.4%、「賛成」3.9%でした。

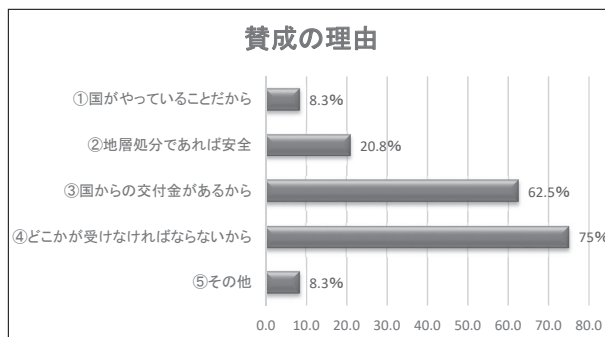
会員、非会員別では、会員の「反対」が68.3%に対し、非会員の「反対」は55%にとどまりました。



それぞれ理由を聞くと、「反対」は「北海道に放射性廃棄物を持ち込んではいけない」が69.6%で、続いて「地元自治体だけで決める問題ではない」が65.7%、「地層処分の安全性が確認されていない」58%などとなっています。

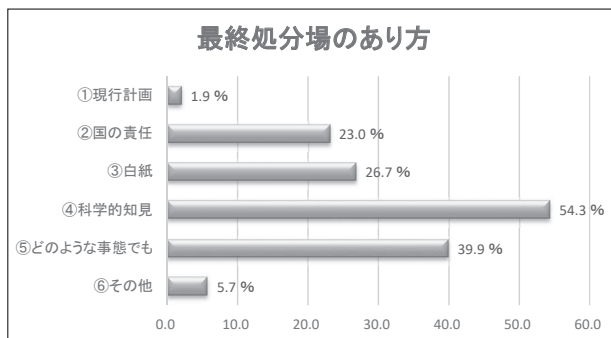


「賛成」のうち最も多かったのは「どこかが受けなければならない」で75%、次いで「国からの交付金があるから」62.5%、「地層処分であれば安全」20.8%でした。



今後、核のごみの最終処分場をどのようにしたらよいかを聞いたところ、「科学的知見が深まり安全な方法が確立されるのを待つ」が54.3%で最も多く、次いで「どのような事態になっても北海道に放射性廃棄物を持ち込

んではいけない」が39.9%、「白紙に戻し国民的論議を行う」26.7%、「国の責任で積極的に進めるべき」が23%でした。

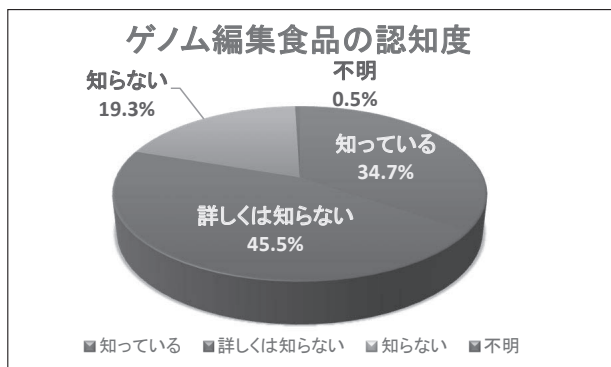


総合的に北海道への核のごみの持ち込みに反対する意見が多く、地層処分の安全性に対する懸念はもとより、自由記述でも核のごみの道内への持ち込みに強く反対する声が多く寄せられるなど、拒否反応が色濃く出ました。ただ、これまでも排出され、今後も排出される「核のごみ」の最終処分のあり方、「核のごみ」そのものに関する知識が深くはなく、明確な判断ができない回答者も多くいました。

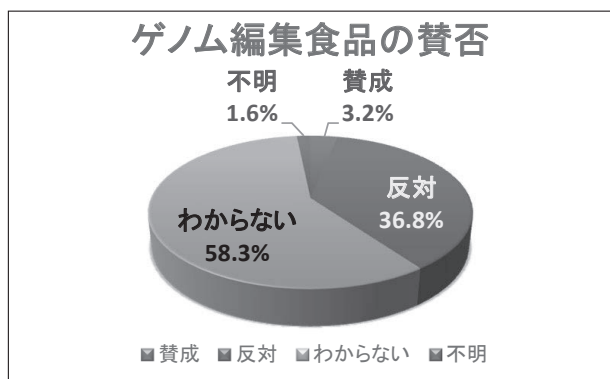
道協会は、将来の世代にも関わる大きな課題である「核のごみの最終処分」に関する知見を深めた上で議論を進めていくことが不可欠と考えており、新年度の研修講座等で学習の場を設けていきたいと考えています。

### ゲノム編集食品

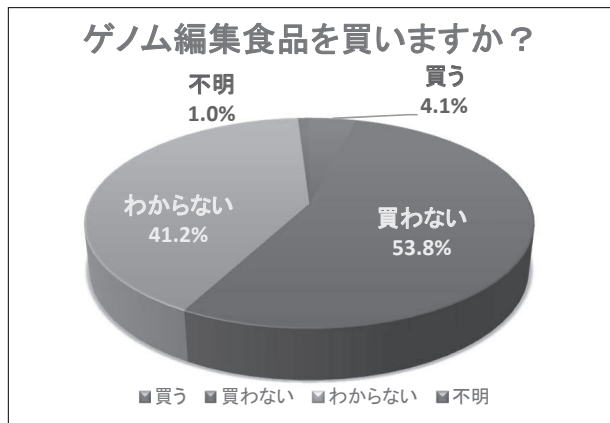
ゲノム編集食品を知っているか聞いたところ、「知っている」が34.7%、「詳しくは知らない」45.5%、「知らない」19.3%でした。



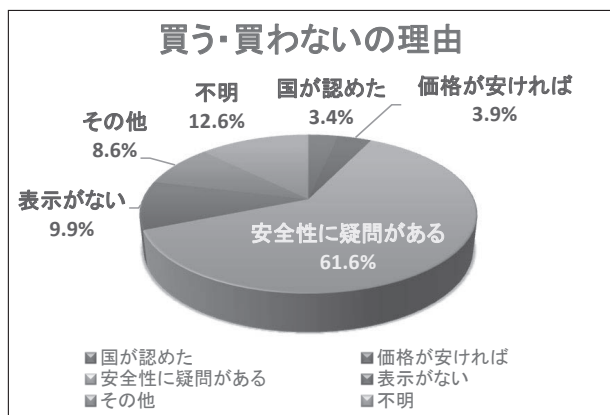
ゲノム編集食品解禁の賛否については、「賛成」が3.2%にとどまり、「反対」36.8%、「わからない」58.3%でした。



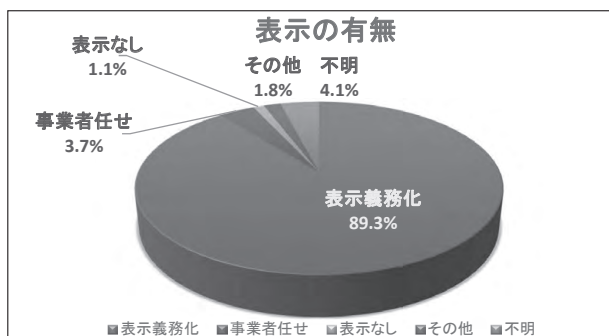
ゲノム編集食品を購入するかどうかを聞いたところ、「買う」が4.1%、「買わない」53.8%、「わからない」41.2%でした。



その理由としては、「安全性に疑問がある」が61.6%、「表示がないから」9.9%、「その他」が8.6%、「価格が安ければ」3.9%、「国が認めたから」3.4%でした。



ゲノム編集食品の表示については、「表示を義務化すべき」が89.3%にのぼり、「事業者に任せる」3.7%、表示がなくても問題ない」1.1%でした。



回答者からは、「ゲノム編集食品」という言葉は聞いたことはあっても、詳しくはわからない、安全性に疑問が残るなどの声が寄せられました。このため、市場流通したとしても、「買う」という回答者は限られ、「買わない」選択ができるためにも表示の義務化を求める意見が多く寄せられました。

道協会はこれまでもゲノム編集食品をめぐる動向を注視し、昨年10月には厚生労働省と農林水産省に事業者からの届出の有無を確認し、情報公開しました。今後も事業者からの届出状況など推移を注視するとともに、国に対して要望してきた表示義務化を引き続き求めていきたいと考えています。

調査結果は、各消費者協会に配布したほか、道協会のホームページに報告書として掲載しています。

◆訂正 先にお送りした報告書本編3頁目の「4.回答者の構成」のうち、「2）年代別」の90代の性別不明の人数は0人、「3）消費者協会会員・非会員」の「不明」の女性が4人、男性が8人、「性別不明」の会員が1人、非会員1人の誤りでした。

## 意見書

### 特商法・預託法における書面交付の電子化に反対する意見書提出

北海道消費者協会は2月5日、「特定商取引法・預託法における書面交付の電子化に反対する意見書」を内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）、消費者庁長官、消費者委員会委員長に対して、提出しました。

今年1月14日の第335回消費者委員会で「特商法・預託法における契約書面等の電子化について」が議題となり、消費者庁は「消費者の承諾を得た場合に限り、電磁的方法により交付することを可能にする」として、今通常国会に提出する特商法・預託法改正法案に盛り込む方針を示しました。

社会のデジタル化は潮流として理解できるものの、2022年4月の成年年齢18歳引き下げに伴う若者を狙った悪質商法が拡大する懸念や、デジタル経験の浅い高齢者をはじめ、全世代にわたって詐欺的な定期購入契約の被害相談が急増していることから、書面交付の電子化は消費者保護に逆行すると言わざるを得ません。

こうしたことから、道協会として「特商法・

預託法における契約書面等の電子化は、開かれた十分な議論がないまま突如提示され、拙速であり、書面交付の電子化に強く反対するとともに、その弊害などを慎重に検討すべきである」とする意見書を提出しました。

### 食品ロス削減推進計画素案への意見提出

北海道消費者協会は1月5日、「北海道食品ロス削減推進計画素案」に対する意見を北海道農政部に提出しました。概要は以下のとおり。

- ①事業系食品ロスの発生状況の数値化の検討
- ②食品ロス削減のめざす姿に事業者の姿も示すべき
- ③「めざす姿」または「推進の視点」においてSDGsを明記
- ④フードバンク活動に政策支援
- ⑤各市町村にフードドライブの拠点を設置
- ⑥賞味期限切れの食品を専門に扱うスーパーやインターネットサイトを支援
- ⑦基本方針に削減に取り組む事業者にノウハウ提供を追加

意見書は道協会ホームページに掲載しています。

## 預託法・特商法、食ロス学が 今年度最後の消費生活リーダー研修講座

北海道消費者協会は、3月1日、道立消費生活センターで第3回消費生活リーダー研修講座を開催しました。

午前は、適格消費者団体消費者支援ネット北海道副理事長で弁護士の道尻豊氏が「悪質商法に歯止めをかける特定商取引法・預託法の改正問題」と題し、講義を行いました。急増している詐欺的な定期購入契約をめぐるトラブルでは、お試し価格ばかりが強調され、2回目以降の契約内容が小さい文字で記載されていたり、解約条件の特約が見えにくい場所に小さく表示されているといった問題点を指摘。その上で、特定商取引法が実効性のある法規制になるための課題を解説しました。

特にお試しのつもりなのに定期購入に導かれる不実勧誘や誇大広告の規制、契約解除の妨害行為の規制のほか、アフィリエイト広告における違反行為への対応といった課題について説明しました。



このほか、被害額がこの30年間で1兆円にも上る販売預託商法の改正の原則禁止に向け

た改正の方向性と課題、送りつけ商法(ネガティブオプション)の規制に向けた動きについて説明しました。



午後は、釧路消費者協会会長(北海道消費者協会会長)の島山京子氏が「取り組もう!食品ロス削減~釧路協会の取り組みから~」と題し講義を行いました。

日本では年間612万ト(家庭系284万ト、事業系328万ト)もの食品が廃棄されており、北海道では、家庭系11万ト、事業系22万トに上ります。世界全体の食料廃棄量は年間13億トに上る一方、8億2000万人もの人が飢餓や栄養不足に陥っています。さらに、5歳未満で亡くなる子どもの半数に当たる310万人に、栄養不足が関係していると言われています。

島山会長は、世界的な食品ロスの実情、飢餓に苦しむ人々の現状を踏まえ「世界の食品ロス13億トは、20億人分の食料をまかなえません。地球の資源は有限であり、食品ロス削減は単に“もったいない”だけの話ではなくなっています」と訴えました。

その上で同協会は、事務所入り口に受付箱を設置し、一般家庭から余剰食品を入れてもらい、福祉施設などに寄付をしているフードドライブ活動を紹介しました。

## 新型コロナワクチン接種スタート なりすましなどに注意!

新型コロナウイルス感染予防のワクチン接種が医療従事者から始まりました。今後、高齢者や基礎疾患のある人、一般の順に接種が始まりますが、消費者庁などは、行政機関等をかたった“なりすまし”の電話やメールに注意するよう呼びかけています。

国民生活センターによると、公的機関を名乗り「新型コロナウイルスのワクチンが接種できる。キャッシュバックされるので10万円を振り込むように」との電話や、「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった内容のSMS<sup>(※)</sup>が届き、不審に思った消費者から相談が寄せられています。

新型コロナワクチンの接種は全額公費が充てられるため無料で、市区町村から接種券や接種のお知らせが届きます。

不審に思ったり、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

※SMS(ショートメッセージサービス):携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス



## 新ひだか協会が解散

新ひだか消費者協会が3月末で解散しました。会員の高齢化など理由はさまざまですが、長く地域の消費者運動をけん引してきただけに大変残念です。4月1日現在の北海道消費者協会の会員数は66協会になりました。

# トマトジュースのリコピン量



トマトは生食で食べられる野菜の代表で、近年ではトマトの赤色の素であるリコピンの生活習慣病予防や老化抑制効果などが注目を集めています。また、より手軽にトマトを摂取できるようにジュースに加工した商品も店舗で見かけます。トマトジュースのリコピン量は任意表示ですが、表示してある商品も多く見かけます。そこでトマトジュースのリコピン量をテストしました。



## テスト品

- トマトジュース 10銘柄 (No.1～10)
- 参考品（生鮮トマト） 2銘柄 (No.11、12)

## 表示

○リコピン量  
全銘柄にリコピン量の表示がありました。リコピン量は栄養成分表示の対象外なので任意表示です。

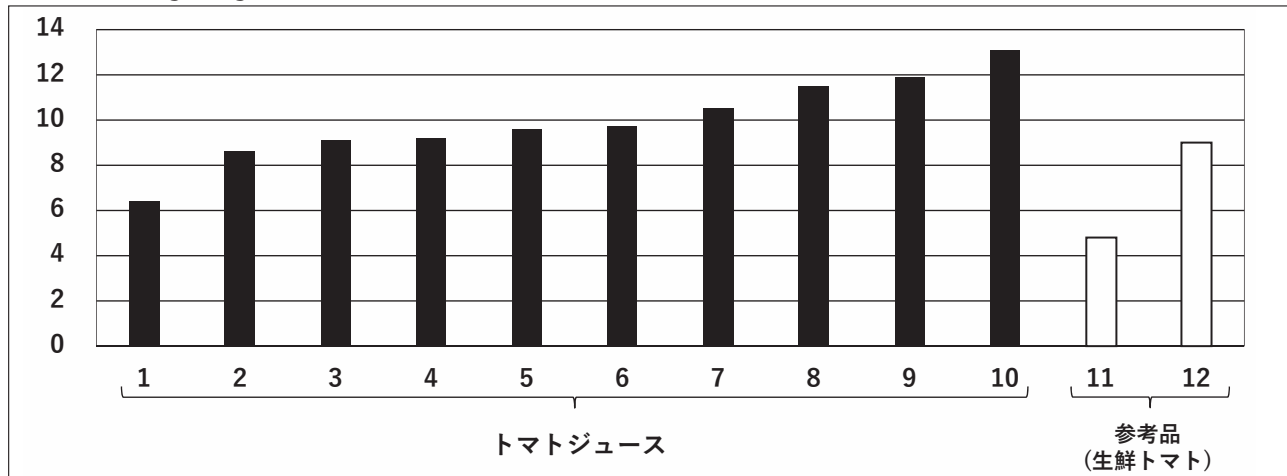
## テスト結果

○リコピン量  
100gあたり最小が6.4mg (No.1)、最大が13.1mg (No.10)、平均10.0mgでした。最大と最小では約2倍の差がありました。全銘柄、測定値は表示値と大きな差はありませんでした。

○機能性表示食品  
機能性表示食品である旨の表示が3銘柄 (No.3、6、7) にありました。2銘柄 (No.6、7) は機能性関与成分がリコピンとGABA、1銘柄 (No.3) はGABAでした。リコピンは「血中HDL（善玉）コレステロールを増やす機能」、GABAは「血圧が高めの方の血圧を下げる機能」が報告されている旨の記載がありました。リコピンが機能性関与成分の場合、リコピン量の表示が必要となります。

参考品 (No.11、12) は100gあたりNo.11が4.8mg、No.12が9.0mgでした。No.12は包装に高リコピンである旨の表示があり、リコピン量は100gあたり8.0mgとの記載がありました。

リコピン量 (mg/100g)



## ○テスト結果

No.	商品名	製造者等	内容量	リコピン量 (mg/100g)		
				測定値	表示値	
ト マ ト ジ ュ ー ス	1	ニシパの恋人 トマトジュース 天日塩使用	製造者：びらとり農業協同組合	190g	6.4	5.4
	2	熟トマト 食塩不使用	販売者：(株)伊藤園	900g	8.6	10.0
	3	デルモンテ 食塩無添加トマトジュース	販売者：キッコーマン飲料(株)	900g	9.1	8.5～15.0
	4	TOPVALU グリーンアイ オーガニック トマトジュース 食塩不使用	販売者：イオン(株)	900g	9.2	11.2
	5	ふらのトマト100 食塩無添加	製造者：(株)マルハニチロ北日本	160g	9.6	4.4～10.0
	6	カゴメトマトジュース 低塩	製造者：カゴメ(株)	720mL	9.7	7.9～13.9
	7	カゴメトマトジュース 食塩無添加	製造者：カゴメ(株)	720mL	10.5	8.0～13.9
	8	co・op 濃いトマトジュース 食塩無添加	販売者：日本生活協同組合連合会 製造者：ゴールドパック(株)あずみ野工場	900g	11.5	12.0
	9	TOPVALU 14個分の完熟トマトを使用した トマトジュース 食塩不使用	販売者：イオン(株)	900g	11.9	13.0
	10	SEVEN&i PREMIUM 食塩無添加 トマトジュース リコピンたっぷり。	販売者：(株)伊藤園フードサービス	900g	13.1	6.0～19.0
最小					6.4	
最大					13.1	
平均					10.0	
参 考 品	11	ラウンドレッド	販売者：カゴメ(株)	50g/1個	4.8	
	12	高リコピントマト	販売者：カゴメ(株)	64g/1個	9.0	

\* リコピン量の表示値は100g 当たりに換算。グラム (g) とミリリットル (mL) を同等として求めました。

## ○原料原産地表示

5 銘柄 (No.1、3、4、5、7) にありました。「北海道」が2 銘柄 (No.1、5)、「アメリカ」が1 銘柄 (No.4)、「輸入」が1 銘柄 (No.3)、「輸入又は国産」が1 銘柄 (No.7) でした。「輸入」の表示は3 カ国以上の外国の産地の原材料が使用されていることを意味します。「輸入又は国産」の表示は国産を含む4 カ国以上の産地が原材料に使用されていることを意味します。

## まとめ

リコピンはリコペンともよばれ、トマトやスイカなどの野菜、ピンクグレープフルーツ、アンズ、グアバなどの果物に含まれる赤い色素で、トマトの完熟具合の指標となる成分です。リコピン量は義務表示ではありませんが、表示されているトマトジュースも多くあります。今回テストしたトマトジュースのリコピン量は、測定値と表示値に大きな違いはありませんでした。

## コロナ対策で注文した商品 キャンセルした後に届いたが…

**問** 3週間前、新型コロナウイルス感染対策のために大手通販サイトを通してパルスオキシメーター（動脈血酸素飽和度測定器）を注文した。販売業者から注文受付メールが届き、「入金確認から2営業日以内に発送する」と書かれていたので、コンビニで商品代金5,500円を支払った。商品がなかなか届かず、販売業者にメールで発送状況を確認したが返信がなかった。このため、通販サイトにキャンセルを申し出たところ了承され、代金はサイトで利用できるポイントで返金されることになった。

しかし、キャンセルしたのに、後日、商品が届いた。どうしたらいいか。（60代 男性）

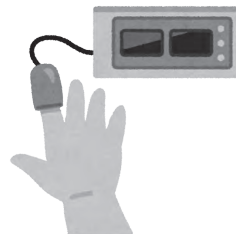
**答** 当センターから販売業者に電話をしたところ、「本人に当社の商品が届いていることに間違いはない。すでにキャンセルしており、当社の手違いなので届いた商品の返送は不要」との説明があり、相談者にその旨を伝えました。後日、相談者から「注文した商品はすでにキャンセルした」と書かれた

## 消費生活相談

メールが販売業者から届いたと報告があり、相談を終了しました。

新型コロナウイルス感染拡大により、在宅時間が増えた影響からか、これまで以上に通販サイト利用者が増えています。これに伴い、「商品が届かない」「偽物が届いた」「事業者にも連絡しても返事がない」などのトラブルが増えています。

通信販売には特定商取引法により広告規制があり、事業者の名称や住所、電話番号、商品の価格、返品可否や返品できる条件などを表示するように求めています。通販サイトを利用する際は、



サイト内の情報をしっかり確認するなど十分に注意しましょう。



## 携帯電話会社からのSMS 「訴訟最終通知のご案内」？

**問** 今日スマートフォンに大手携帯電話会社名で「利用料金に関する訴訟最終通知のご案内です。至急ご連絡ください」とSMS<sup>(※)</sup>が届いた。先月、事業者名の記載がない料金請求のSMSが届いており、それと関係があるのか。今後の対処法を教えてください。（70代 女性）

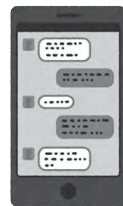
**答** 大手携帯電話会社名を騙り、SMSで不当に金銭を支払わせようとするトラブルが発生しています。同様の相談は全国

の消費生活センターに多数寄せられており、消費者庁や各携帯電話会社も注意を呼びかけています。この事例も同様に電話することで金銭を請求されたり、個人情報を知られたりする恐れがあるため、事業者には連絡しないよう相談者に助言しました。

また、以前のSMSとの関連はわかりませんが、SMSは不特定多数に送ることができることから、心当たりのないメールやSMSは無視しましょう。

トラブルになった場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

※「SMS」については5ページ参照



北海道立消費生活センター  
相談専用電話

一人で悩むより…  
☎ 050-7505-0999

「消費生活相談」の記事は道立消費生活センターの提供によります。本紙の記事を転載する場合は総務・組織連携グループまでご連絡ください。